

令和6年度 第1回

丹波篠山市都市計画審議会議事録

と き 令和6年6月11日(火)

ところ 四季の森生涯学習センター西館2階

研修室(大)

丹波篠山市都市計画審議会

令和6年度 第1回 丹波篠山市都市計画審議会議事録

令和6年6月11日、令和6年度 第1回丹波篠山市都市計画審議会が召集される。

1. 審議会の会議の日時及び場所

(日時) 令和6年6月11日(火) 13時30分開会

(場所) 四季の森生涯学習センター西館2階 研修室(大)

2. 出席委員の氏名

岡絵理子委員	清水陽子委員	田中栄治委員	今井 進委員
井本季伸委員	小嶋 昇委員	谷舗浩美委員	野々村康委員
堀毛宏章委員	荒木礼子委員	山本隆美委員	鴨川義宣委員
北村胡桃委員			

○審議会開催のために出席した者の職氏名

まちづくり部長 近成和彦

まちづくり部地域計画課長兼景観室長 山下哲也

まちづくり部地域計画課景観室景観専門員 横山宜致

まちづくり部地域計画副課長兼都市計画係長 依藤智広

まちづくり部地域計画課景観室係長 荒木隆文

まちづくり部地域計画課都市計画係主事 藤本隼輔

3. 会 議

事務局	1. 開会（13時30分）及び2. 委嘱状交付 新しく就任する委員の委嘱状を堀井副市長より交付。
堀井副市長	3. 市長挨拶
事務局	事務局より出欠及び審議会成立の報告を行う。丹波篠山市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に掲げる委員の2分の1以上、委員16名のうち13名の出席により成立。 本審議会の公開及び傍聴希望者がいない旨事務局より報告を受ける。
	4. 会長挨拶 以降、丹波篠山市都市計画審議会議事運営規則第5条第1項の規定により、会長が議長となり議事を進行する。
議長(会長)	5. 議事録署名人の指名 丹波篠山市都市計画審議会議事運営規則第8条第2項の規定により、会長が、議事録に署名押印する委員として谷舗浩美委員及び野々村康委員を指名する。
事務局	6. 審議事項 (諮問第1号)「丹波篠山市景観計画の変更」について資料1、資料2及び資料3により説明
議長(会長)	事務局から説明がありましたが、先程の内容につきまして委員の皆様のご意見・ご質問等を伺いたいと思います。
委員	「山陰旧街道」とありますが、正しい名称でしょうか。「篠山街道」や「西京街道」と呼んでいる場合があり、また、「山陰古街道」とも混乱する可能性があるため、統一した方がよいのではないかと。
事務局	兵庫県の地域景観形成等基本計画にて、「山陰旧街道」という名称が使用されており、平成23年に策定した篠山市景観計画や丹波篠山ロマン街道ルートマップに

についても「山陰旧街道」という名称を使用していることから、今回の景観計画の変更についても引き続き使用させていただきます。ただし、かっこ書きにて「西京街道」等併記いたします。

委員 現在、丹波篠山市では、丹波篠山市史を編纂していることから、名称については文化財課と調整し、整合を図ってください。

また、福住地区における景観計画と伝統的建造物群保存地区の基準との関係性はどのようになりますか。

事務局 福住地区も城下町地区と同様に、伝統的建造物群保存地区の周囲を景観計画の歴史地区の区域に囲まれており、伝統的建造物群保存地区は、当時の町並みを復元再生することを目的に地区指定をしています。景観計画の歴史地区では、周囲の町並みと調和させるよう景観形成を行うため地区指定を行っております。

議長(会長) 区域や基準の概要など、一目で分かるようなパンフレットなどを作成する予定はありませんか。

事務局 今後、景観計画を変更していく際に、街道名を記載するなどした分かりやすいパンフレット等を作成したいと考えます。

委員 福住地区について、資料3では景観計画の歴史地区のみがゾーニングされておりますが、資料3だけを見た際に、伝統的建造物群保存地区に該当していたとしても、歴史地区の基準を守ればよいと誤解されてしまう可能性があることから、伝統的建造物群保存地区のゾーニングの記載が必要ではないでしょうか。

また、歴史地区の区域図について、地区毎に路線図等の表記が異なっていることから、表記を統一する必要があると考えます。

事務局 伝統的建造物群保存地区の区域に関して、今後、資料3を改訂する際には、読まれた方にご理解いただけるように工夫します。

歴史地区の区域図については、そのようにいたします。

議長(会長) 景観計画には伝統的建造物群保存地区についての記載はないのでしょうか。

事務局

景観計画には図で場所が表記されているものを除き、伝統的建造物群保存地区を説明した内容の記載はありません。伝統的建造物群保存地区の指定については文部科学省の管轄であり、景観計画については、国土交通省の管轄であることから、景観計画に伝統的建造物群保存地区の基準について記載することが難しいです。

委員

新たなパンフレットや資料3等を作成・改訂する際には、市民の方々にご理解いただけるよう、伝統的建造物群保存地区の基準や相談先を記載したものにすべきと考えます。

また、事務局の意図としては、現行の区域の上から歴史地区というゾーニングを上書きするということかと思いますが、資料からは、現行の区域から変更案の区域（歴史地区）に置き換わるように読めてしまうため、正確に表記していただきたいです。

委員

資料3の景観の届出対象に「伝統的建造物群保存地区については届出が不要」である旨の記載がありますが、これは伝統的建造物群保存地区の基準が景観計画より厳しいことから記載されているのでしょうか。

また、歴史地区指定の検討をする際に、地元に対し説明を行われたかと思いますが、その際には幅広い世代から意見を求められましたか。

事務局

資料3については、おっしゃる通りです。

地元説明会の開催にあたり、自治会に対し、若い世代にも積極的な参加を呼び掛けていただくようお願いし、ほぼ全世帯に参加いただいたことから様々な意見を頂戴しました。また、希望された自治会に対し、定例会等に赴いて説明をしました。

今後、パブリックコメント募集期間の最終日まで、要望があれば自治会に説明に伺う旨、お伝えしました。

委員

「歴史地区」から「さとの区域」や「まちの区域」などの一般的な基準の区域に地区指定を変更するという考え方はないということでしょうか。また、伝統的建造物群保存地区は許可制であるため、本来建築禁止のところを例外措置として許可するということになりますが、景観計画は届出制であることから、届出を提出するだけでよいのか、それとも地域計画課が届出に対して適切に指導していくのでしょうか。

事務局 「歴史地区」から一般的な基準の区域に変更するという考え方は基本的にありません。また、景観計画の届出に対して適切に指導していく考えです。

委員 今回、歴史地区指定を検討している地域について、建蔽率が60%のところは今後70%に緩和するということですか。

また、伝統的建造物群保存地区と歴史的なまちの区域のゾーニングの範囲は一致させているのでしょうか。

事務局 建蔽率について、緩和する予定はありません。

伝統的建造物群保存地区と歴史的なまちの区域の範囲は一致しておりません。

資料3を改訂する際には市民の方々にご理解いただけるよう工夫します。

議長(会長) 現在、福住のパンフレットは観光客向けになっていることから、今後、新しいパンフレットを作成する際には、福住に移住を考えておられる方向けの情報が記載されているものである必要があると思います。

委員 さとの区域等一般的な基準の区域の上から歴史地区のゾーニングを上書きするというのですが、基となる区域のゾーニングを残しておく必要がありますか。

また、歴史地区の区域図に「山陰旧街道」を明記すべきと考えます。

事務局 景観計画において、市全域を景観計画区域として一般的な基準でのゾーニングを行っており、その上から歴史地区等(地区別計画)のゾーニングを上書きするという構成となっているため、本変更については基となる区域のゾーニングを残す考えです。

委員 景観計画の一般的な基準の区域について兵庫県の緑条例のゾーニングを基にしており、その上から歴史地区など市独自の考えに基づいたゾーニングをしています。そのことから、歴史的なまちの区域ではない区域にも歴史地区の指定をすることになります。

事務局 ゾーニングに関して、緑条例は一般的な基準の区域の上から地区整備計画のゾーニングを上書きすることで条例の運用をしていることから、景観計画についても緑条例に倣って一般的な基準の区域のゾーニングを残しています。

委員

宮田地区について、「まちの区域」に指定されていますが、今回「歴史地区」に指定をされると、これまでの方針と大きく変わってくるかと思います。地区に説明されていく中で、円滑に同意が得られたのかを確認させてください。

資料3では促進地区とありますが、指定されている地区は無いのでしょうか。

また、歴史地区指定にあたって、屋根や外壁における色彩の明度の基準を設定する理由についてご教示ください。

事務局

宮田地区の方々に、歴史地区指定の説明を行った際には大きな反対はなく、空き家対策になるという意見があり、むしろ歓迎するような雰囲気でした。

促進地区について、現在指定の予定はなく、将来的に指定できるように制度化をしています。

屋根や外壁の明度について、住宅を建築する際に明度の高い素材が使われることがあり、歴史的な町並みとの調和を図ることが難しくなることから、基準を定めています。

委員

景観形成基準の屋根の基準に「伝統的意匠の金属屋根の場合、無彩色は明度 8.5 以下とする」というものがありますが、「伝統的意匠の金属屋根」とは何を指していますか。また、「無彩色は明度 8.5 以下とする」とありますが、例えば金属屋根を白に塗って明度 8.5 以下であれば問題ないということになります。福住では既に上記の規定で施行されていますが、このような事例はこれまでなかったのでしょうか。

事務局

伝統的意匠の金属屋根というのは、茅葺屋根に被せる「安全屋根」を指しており、伝統的建造物群保存地区では助成制度もあります。

また、葺き方はできるだけ菱葺きにしてもらうように指導しています。

福住では、シルバーの金属屋根が既に沢山あり、特に問題になったことはありません。

委員

シルバーの屋根が既にあるということで、それを認めるというのは、「黒又は灰色系、暗褐色」という基準と反対のことを認めているのではないのでしょうか。これから金属板に葺き替える場合は、できるだけ暗い色にしてもらう基準とする方が良くないかと思いますがいかがでしょうか。

事務局 過去に兵庫県が調査したものなどを再度確認した上で、今後の基準の運用方針を考えます。

議長(会長) 手順としては、既存のものの中にどれだけ不適格なものがあるかというのを調査し、その上で基準を決めて、不適格なものが再建されないようにするべきかと思えます。

委員 景観形成基準の変更案について、難しい表現が多く記載されていることから、注釈をつけるなどして市民の方々にご理解いただきやすくすべきと考えます。

事務局 景観形成基準については、工務店等建築に携わる方々に向けた文章になりますのでこのままの表現とさせていただきます。

別途、市民の方々にに向けたパンフレットを作成する予定ですので、そちらでは、分かりやすい表現するよう心がけます。

議長(会長) 質疑がないようですので、これで打ち切らせていただきます。

なお、今回の諮問案件である「丹波篠山市景観計画の変更」については、今回の審議をもって答申したいと思えます。なお、答申にあたっては、本日のご意見を踏まえ、パブリックコメント募集の際には、資料は市民の方々に向けてわかりやすい表現にするなど、修正が必要なものは事務局の方で対応いただくとして、委員の皆様につきましては、答申書の記載内容について、会長に一任していただき、答申書の写しを後日送付させていただくことで、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員の皆様より「異議なし」との声をいただきましたので、本案件については、そのように取り扱いさせていただきます。

議長(会長) 7.その他

以上、本日予定しておりました内容は全て終了しましたが、何かご質問はございませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですので、これで打ち切らせていただきます。

これをもちまして、進行を事務局にお返ししたいと思います。

事務局

8. 閉会 (まちづくり部長あいさつ)

(終了：15時20分)